

平成29年度公共用水域水質及び地下水質測定計画について

1 目的

この計画は、水質汚濁防止法第15条第1項、第16条第1項及び第2項に基づき、「公共用水域及び地下水の常時監視」を行なうために関係機関と協議の上、宮城県知事（以下「知事」という。）が作成するものである。

2 計画の内容

各調査機関が実施する測定の地点等について取りまとめたものは、下記のとおりとする。

○公共用水域水質測定計画総括表

水域種別		河川	湖沼	海域	合計
測定地点数	測定水域	74	35	24	133
	類型指定水域数	59	12	24	95
	環境基準点	69	12	47	128
	補助測定点	53	2	67	122
	その他の地点	20	23	0	43
	計	142	37	114	293
総検体数（延回数）		1,634	392	1,214	3,240
備考 測定水域及び測定地点は平成28年度と同じ。					

○地下水質測定計画総括表

調査の種類	概況調査		汚染井戸周辺地区調査	継続監視調査	合計	増減
	定点方式	ローリング方式				
総測定地点数	0	39	-	50	89	-4

備考 平成28年度計画との変更点：

概況調査 地点数 定点方式の4地点、ローリング方式の1地点を削除するもの。

継続監視調査 地点数 1地点を増やすもの。
(井戸1地点削除、平成28年度概況調査で新たに基準超過が確認され、1地点追加、平成28年度計画策定後に基準超過が確認され1地点追加)

3 測定機関

(1) 公共用水域

国土交通省東北地方整備局、宮城県、仙台市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市

(2) 地下水

宮城県、仙台市

4 測定項目

(1) 公共用水域

①健康項目(27項目)

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、P C B、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1,4-ジオキサン

②生活環境項目(12項目)

水素イオン濃度(pH)、溶存酸素量(DO)、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、浮遊物質量(SS)、大腸菌群数、n-ヘキサン抽出物質(油分)、全窒素、全燐、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)

③要監視項目（26項目）

クロロホルム, トランス-1,2-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロプロパン, p-ジクロロベンゼン, イソキサチオン, ダイアジノン, フェニトロチオン, イソプロチオラン, オキシン銅（有機銅）, クロロタロニル, プロピザミド, EPN, ジクロルボス, フェノブカルブ, イプロベンホス, クロルニトロフェン, トルエン, キシレン, フタル酸ジエチルヘキシル, ニッケル, モリブデン, アンチモン, 塩化ビニルモノマー, エピクロロヒドリン, 全マンガン, ウラン

④その他

アンモニア性窒素, リン酸態リン, 塩化物イオン, 硫酸イオン, 隱イオン界面活性剤, クロロフィル-a, トリハロメタン生成能, 全有機炭素, ふん便性大腸菌群数

(2) 地下水

①環境基準項目（28項目）

カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 硒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, 1,2-ジクロロエタン, クロロエチレン（別名：塩化ビニルモノマー）, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロパン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふつ素, ほう素, 1,4-ジオキサン

②要監視項目（24項目）

クロロホルム, 1,2-ジクロロプロパン, p-ジクロロベンゼン, イソキサチオン, ダイアジノン, フェニトロチオン, イソプロチオラン, オキシン銅（有機銅）, クロロタロニル, プロピザミド, EPN, ジクロルボス, フェノブカルブ, イプロベンホス, クロルニトロフェン, トルエン, キシレン, フタル酸ジエチルヘキシル, ニッケル, モリブデン, アンチモン, エピクロロヒドリン, 全マンガン, ウラン

③その他

水素イオン濃度（pH）

5 測定方法

検体の測定方法（分析方法）は「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日付け環境庁告示第59号）, 「排水規準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水規準に係る検定方法」（昭和49年9月30日環境庁告示第64号）, 「上水試験方法」, 「工場排水試験方法（JIS K 0102）」, 「河川水質試験方法」等の公定法によるものとする。

6 測定結果の公表

知事は、測定結果をとりまとめ、水質汚濁防止法第17条に基づき公表するものとする。

【今後のスケジュール】

平成29年1月16日 環境審議会に諮問

↓

平成29年2月 6日 環境審議会水質専門委員会議にて審議

↓

平成29年3月 環境審議会より答申